

 県章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 7 月 1 6 日 号 外 （ 1 ） 水 曜 日
		毎週火・金曜 2 回発行

目次
○ 公安委員会告示
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の 2 第 1 項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定に係る公示事項の変更（組織犯罪対策課） 1

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第90号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第15の 2 第 1 項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定について、公示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 16 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

特定抗争指定暴力団等	変更があった事項	変更前	変更後
令和 6 年滋賀県公安委員会告示第71号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の 2 第 1 項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定） 2 に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中 央区島之内一丁 目14番14号	大阪府寝屋川市 香里北之町12番 18号

